

熊本県監査委員公告第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年（2 0 2 4 年）1 1 月 1 9 日から令和 7 年（2 0 2 5 年）1 月 2 9 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 6 日

熊本県監査委員	小 原 雅 之
同	竹 中 潮
同	松 村 秀 逸
同	吉 田 孝 平

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 水俣高等学校	(通勤費用等の過年度支出について) 通勤費用等について、次の課題がある。 (1)令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の会計年度任用職員に係る通勤費用について、支給漏れがあり、令和5年度(2023年度)に支出している。また、支給漏れに係る労災保険料を令和6年度(2024年度)に支出している。 (2)令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の会計年度任用職員の夜間定時制等勤務手当について、支給漏れがあり、令和6年度(2024年度)に支出している。 会計年度任用職員の給与等に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。	両事案とも制度内容の理解不足による支給漏れであったため、決裁の段階で誤りに気付けるよう支出調書等に規則、手引き等の資料を添付し、副査等も根拠を確認することで制度の理解を深め、組織的なチェックを徹底することとした。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 玉名工業高等学校	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	事案発生後、以下の措置を取り再発防止に取り組んでいる。 ・令和6年8月、職員研修会にて不祥事防止の注意を行う中で、交通違反・事故防止について特に注意喚起 ・繰り返し職員朝会で校長及び教頭から不祥事防止及び交通違反・事故防止について注意喚起 ・令和7年1月、職員研修会にて再度交通違反・事故防止について注意喚起
教育委員会 菊池農業高等学校	(一般需用費の事務処理について) 搾乳機について、施行伺及び支出負担行為を行わないまま修理を行っている。 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行い、再発防止を徹底すること。	事案の判明後、全職員へ当該事案を周知し、再発しないよう注意喚起を行った。 また、新年度になり、年度当初の職員会議及び農業部会会議において、昨年度の事案がないよう説明を行った。 修理等で緊急を要する場合は、施行伺の前に事務室へ連絡するようにし、事務室の担当者と連携して担当教諭等とともに事務処理を行うようにした。
教育委員会 熊本はばたき高等支援学校	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	事案発生後、再発防止に向けて以下の取り組みを実施。 ・令和6年度学校主催の宴会の中止、個人の(飲酒を伴う)宴会等については事前に申告(勤務外における私生活の場面においても意識や認識を保ち続けるため)することとした。 ・定期的な職員研修(全体及びグループ)の実施 公務員としての倫理観や規範意識の高揚及び交通違反を含む不祥事防止に向けて、各内容を時間を十分確保して実施。

参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの